

## 第8期『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートしました!!

幌延町では、平成30年3月に第7期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、これに基づき介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として計画する「介護保険事業計画の策定」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから、両計画を一体的に策定しております。



### 計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第6次幌延町総合計画」で示しております『**健やかな暮らしを共に支える**』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域包括ケアシステムの強化・深化
- ③ 高齢化に対応したまちづくりの推進
- ④ 介護保険事業の推進



### 介護保険料の改定

令和3年度から令和5年度の介護サービスを安心して受けるために必要なサービス量などを見込んだ結果、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は次の表のとおりとなります。第7期同様、国の所得基準に基づいて保険料を定めました。

なお、第8期の保険料基準額は、介護給付費準備基金の取崩しを行い、第7期と比較して「約0.96%」減の改定になりました。

※下記表の( )は、公費などによる軽減強化実施後のものです

#### ■介護保険料(年額)と算定に関する基準

所得段階	第7期			第8期		
	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.45) <sup>*</sup> (0.375) <sup>*</sup> (0.3) <sup>*</sup>	33,700円 (30,300円) <sup>*</sup> (25,200円) <sup>*</sup> (20,200円) <sup>*</sup>	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3) <sup>*</sup>	32,400円 (19,400円) <sup>*</sup>
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.625) <sup>*</sup> (0.5) <sup>*</sup>	50,500円 (42,100円) <sup>*</sup> (33,700円) <sup>*</sup>	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.5) <sup>*</sup>	48,600円 (32,400円) <sup>*</sup>
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.725) <sup>*</sup> (0.7) <sup>*</sup>	50,500円 (48,800円) <sup>*</sup> (47,100円) <sup>*</sup>	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7) <sup>*</sup>	48,600円 (45,400円) <sup>*</sup>
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	60,600円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	58,300円
第5段階(基準額)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	67,400円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	64,800円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	80,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	77,800円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上200万円未満の方	1.3	87,600円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1.3	84,200円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.5	101,100円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の方	1.5	97,200円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上の方	1.7	114,500円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上の方	1.7	110,200円

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。